

記載事項変更届出書について

新規登録申請書に記載した類似資格に変更が生じた場合にご提出をいただいております。

(例) 行政書士登録後に他士業資格を取得し、新たに士業事務所を開業した。

(例) 行政書士と兼業していた他士業事務所のみ閉業した。

提出書類

1. 記載事項変更届出書 2部

2. 名簿記載事項に変更が生じたことが分かる資料 1部

※各士業所属会の登録証明書、会員証の写し、登録抹消届の控え 等

注意事項

- ・職印の押印欄については、行政書士の職印を押印ください。
- ・手数料は不要です。
- ・登録していない場合や事務所を設置していない場合は、提出不要となります。
- ・「行政書士以外の類似資格」に該当する士業とは、「弁護士」「弁理士」「公認会計士」「税理士」「司法書士」「建築士」「土地家屋調査士」「社会保険労務士」「宅地建物取引士」「測量士」「不動産鑑定士」「海事代理士」を指します。

様式第 23 号（第 21 条第 1 項関係）

記載事項変更届出書

令和 年 月 日

日本行政書士会連合会
会 長

殿

登 録 番 号 第 号

事務所の名称

事務所所在地

氏 名

職印

行政書士名簿の記載事項に、下記の通り変更がありましたので届け出ます。

記

区 分	変更事項	処 分	変更年月日
行政書士法 第 14 条の処分			年 月 日

区 分	変更事項	処 分	変更年月日
行政書士法第 14 条の 2 第 1 項の処分			年 月 日

区 分	変更事項	開業年月日	閉業年月日
行政書士以外 の類似資格		年 月 日	年 月 日

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認印	会 長	副会長	委員長	点 検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

予約番号 ()

様式第 23 号（第 21 条第 1 項関係）

記載事項変更届出書

令和 7 年 4 月 1 日

日本行政書士会連合会
会 長

殿

登 録 番 号 第 11111111 号

事務所の名称 行政太郎行政書士事務所

事務所所在地 東京都目黒区青葉台 3 丁目
1 番 6 号

氏 名 行政 太郎

職印
職印

行政書士名簿の記載事項に、下記の通り変更がありましたので届け出ます。

記

区 分	変更事項	処 分	変更年月日
行政書士法 第 14 条の処分			年 月 日

区 分	変更事項	処 分	変更年月日
行政書士法第 14 条の 2 第 1 項の処分			年 月 日

区 分	変更事項	開業年月日	閉業年月日
行政書士以外 の類似資格	弁理士登録	令和 7 年 4 月 1 日	年 月 日

(以下 日本行政書士会連合会使用欄)

承認 印	会 長	副会長	委員長	点 検	局 長	次 長	課 長	係 長	課 員

予約番号 ()